

事業シート（概要説明書）				
予算事業名	みえの景観づくり推進事業費		事業開始年度	平成17年度
上位施策事業名	美しい景観づくり		担当部局	県土整備部
根拠法令	景観法、三重県景観づくり条例		担当室	景観まちづくり室
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務		グループ名	景観G
事業概要	<p>(景観法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法が平成16年6月に公布され、良好な景観の形成の必要性が明文化された。(第2条)</li> <li>・景観法の目的として、良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定など施策を総合的に講じ、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することとされている。(第1条)</li> <li>・景観法では、地方公共団体の責務として、良好な景観の形成の促進に関し、国との役割分担を踏まえ、施策を策定し実施するとされている。(第4条)</li> </ul> <p>(景観法運用指針)</p> <p>良好的な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、市町が中心に取り組むことが望ましいが、市町の組織・体制等から直ちにすべての市町が景観行政団体になることは難しいことから、都道府県も担い得るとされている。(指針IV1)</p> <p>(三重県景観づくり条例)</p> <p>県は、市町と連携し、広域的な見地から景観づくりに関する施策を実施するものとする。県は、景観行政の中心的な役割を担う市町が、景観行政団体として景観づくりに関する施策を実施できるよう情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うこととしている。(第3条)</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>良好な景観づくりは、地域への愛着を生み、地域の活性化につながるものであり、観光振興などにおける重要な要素であるため、地方公共団体は良好な景観の形成に取り組む必要がある。</p> <p>景観行政は市町が中心に取り組むことが望ましいが、現在、県内の景観行政団体は7市(伊賀市、四日市市、松阪市、伊勢市、鈴鹿市、桑名市、亀山市)であり、市町の組織・体制等から直ちにすべての市町が景観行政団体になることは難しい現状でもあるため、三重県景観づくり条例第3条に則り、県は市町が景観行政団体になるよう支援をする必要がある。</p>			
	目的 (何をどうするために)	市町が景観行政団体として景観行政に積極的に取り組むとともに、県民自らも良好な景観づくりに取り組み、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を目的としている。		
	目標 (何がどうなれば達成か)	県内の全ての市町が景観行政団体になることを目標としている。		
	対象 (誰・何を対象に)	市町、県民		
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施		
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者 : )		
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先 : 实施主体 : )		
		<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先 : ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
事業内容 (手段、手法など)	<p>1 市町支援 397千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観セミナー(年1回、H17年度～)</li> <li>目的:県や市町の行政職員の景観に関する知識の習得や能力の向上を目的に、良好な景観づくりの意義や具体的な景観形成手法などをテーマに開催</li> <li>・景観アドバイザーの派遣(年2～5回派遣、H17年度～)</li> <li>目的:市町が行う景観づくりに関する技術的支援として、普及啓発、建築規制、デザインの誘導などについての助言や、市町での研修会などで講演できる専門家を景観アドバイザーとして登録し、市町に派遣</li> <li>・景観形成市町連絡会議(H20年度～):県内29市町を対象に情報提供等を目的に開催</li> <li>・景観行政団体等連携担当者会議(H20年度～):景観行政団体及び希望市町を対象に、具体的な取組内容や課題等について、情報共有や検討することを目的に開催</li> <li>・市町景観委員会等での助言(H19年度～)</li> <li>・市町訪問での意見交換(H20年度～)</li> </ul> <p>2 県民への普及啓発 592千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観シンポジウムの開催(年1回、市町と共に、H18年度～)</li> <li>目的:県民の景観づくりへの意識の高揚と普及啓発</li> <li>・ホームページの充実</li> </ul> <p>3 その他 590千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県景観審議会の開催など</li> </ul>			
	※当該事業以下に細事業がある場合は、事業費とともに記載			
関連事業 (同一目的事業等)				なし

## 事業シート（概要説明書）

予算事業名		みえの景観づくり推進事業費				事業開始年度	平成17年度
		23年度（予算）	22年度（決算）		21年度（決算）	20年度（決算）	
事業コスト 人件費	報酬	268 千円		89 千円		145 千円	89 千円
	報償費	496 千円		225 千円		293 千円	435 千円
	旅費	463 千円		492 千円		981 千円	1,108 千円
	需用費	194 千円		118 千円		104 千円	105 千円
	その他	158 千円		344 千円		151 千円	140 千円
	事業費合計	1,579 千円		1,268 千円		1,674 千円	1,877 千円
	担当正職員	0.6 人	5,405 千円	0.6 人	5,710 千円	0.6 人	5,682 千円
財源内訳	臨時職員等	0.4 人	857 千円	0.4 人	838 千円	0.4 人	836 千円
	人件費合計	1.0 人	6,262 千円	1.0 人	6,548 千円	1.0 人	6,518 千円
	総事業費		7,841 千円		7,816 千円		8,192 千円
			千円		千円		千円
内訳	国庫支出金		千円		千円		千円
	地方債		千円		千円		千円
	その他特財		千円		千円		千円
	一般財源		1,579 千円		1,268 千円		1,674 千円
			1,579 千円		1,268 千円		1,674 千円
			1,579 千円		1,268 千円		1,674 千円
事業実績	【活動指標名】				単位	H22年度	H21年度
	景観シンポジウム参加者数				人	208	158
	景観セミナー参加者数				人	89	97
	景観アドバイザー派遣回数				回	2	2
	県、市町等景観連携会議等の開催、出席				回	11	12
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費				/	
事業成果	【成果指標名】				単位	H22年度	H21年度
	県内の景観行政団体数(市町) (累計)				団体	7	5
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		シンポジウムやセミナーなどの参加者へのアンケート結果は高評価を得ており、県民への普及啓発や市町が行う景観施策の支援に効果があったと認められる。 引き続き、市町への情報提供や職員派遣による技術的支援など市町の景観行政団体に向けた取組の支援や県民への普及啓発を行っていく必要がある。					
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		全国:景観行政団体数 405/1723 (23.5%) 意向あり含む 632/1723 (36.7%) 三重県:景観行政団体数 7/29 (24.1%) 意向あり含む 11/29 (37.9%) ※ただし、政令市、中核市を除く市町村数(平成23年6月1日現在) シンポジウム:19府県で開催 セミナー:8県で実施 アドバイザー:27府県で派遣					
特記事項 (事業の沿革等)		景観法:平成16年6月18日公布 三重県景観づくり条例:平成19年10月20日公布 三重県景観計画:平成20年12月4日告示 県内の景観行政団体:伊賀市(平成18年12月1日)、四日市市(平成19年10月10日)、 松阪市(平成19年12月1日)、伊勢市(平成20年3月1日)、鈴鹿市(平成21年1月1日)、 桑名市(平成22年7月1日)、龜山市(平成22年10月25日)					